

### マーク概要

- 日…日時
- 場…会場
- 内…内容
- 対…対象者
- 定…定員
- 持…持参品
- 募…募集期限・期間
- 申…申込方法・申込先
- 円…参加費
- 講…講師
- 備…ほかの情報
- FAX…ファクス番号
- Eメール…Eメール
- 問…問い合わせ先

## お知らせ

### 国保被保険者証の更新

現在使用中の国民健康保険被保険者証の有効期限は、7月31日（水）です。新しい被保険者証を7月下旬に郵送しますので、8月以降に医療機関を受診する場合は、必ず新しい被保険者証を提示してください。なお、有効期限が過ぎた被保険者証は、ご自身で処分するか各庁舎市民窓口センターに返却してください。

問 国保医療課 国民健康保険係  
28・6020

### 国保高齢受給者証について

70歳から74歳の方は、高齢受給者証と国民健康保険被保険者証が一体

化されています。一部負担金の割合が被保険者証に記載されていますのでご確認ください。

問 国保医療課 国民健康保険係  
28・6020

### 第23回参議院議員通常選挙

7月28日に任期満了となる参議院議員通常選挙が次のとおり行われます。忘れずに投票しましょう！

■ 公示日 7月4日（木）

■ 投票日 7月21日（日）

#### ■ 期日前投票

投票日当日、仕事などで投票に行けない方は期日前投票をすることができます。なお、事前に宣誓書に記入したい方は、市のホームページからダウンロードするか、各庁舎の市民窓口センターに備え付けていますのでご利用ください。

#### ■ 投票場所

四国中央市保健センター 2階

川之江保健センター 3階

土居庁舎 1階・新宮庁舎 1階

#### ■ 期間

7月5日（金）～20日（土）

#### ■ 投票時間

8時30分～20時

（新宮庁舎は18時まで）

問 選挙管理委員会 28・6051

## デマンドタクシー 1度利用してみませんか？

～予約して、他の人と乗り合わせての利用です～

- 電話予約をしていただいてからの乗り合い方式を採用した、移動手段です。
  - 自宅近くで乗り降りができます（一部を除く）。
- ※当日の予約では希望の便の予約が取れない日もありますので、予定がある場合には、数日前からの早めの予約をお勧めします。



#### 運行日

月曜～金曜（祝日、年末年始は運休）

#### 利用料金（1回乗車）

- ・ 大人（中学生以上）…400円
- ・ 小人および障がい者（手帳の提示が必要）…200円

#### 運行範囲

川之江・三島・土居・三島嶺南の各エリアで運行範囲を設定し、区域内を運行します

#### 運行便数

- 川之江・三島・土居の各エリア…1日7便
- 三島嶺南エリア…1日3往復
- 早朝夜間便（新宮～三島間）…1日1往復

※川之江エリア及び三島エリアでは、午前中は混み合うことが多くなっています



- ・ 相乗りのため、待ち時間がかかるなど制約もありますので、ご注意ください。
- ・ 事前の登録が必要です。まだ登録されていない方は、市役所または公民館に備え付けの登録用紙に必要事項を記入し、提出してください。

問 総務課 28-6002

### 7月7日(日) 7時30分～9時 クリーンデー開催

市内(新宮・嶺南地域を除く)の公共場所などを対象に、ごみ一掃作戦を展開します。ごみ袋は各庁舎市民窓口センター・生活環境課・各公民館で、6月20日(木)以降に配布します。

集積した空き缶・空き瓶は最寄りの集積場所(のぼり設置)に持ち寄ってください。なお、土居地域の集積場所については、各公民館の指示に従ってください。

従ってください。  
問 生活環境課 28・6015

### 甲種防火管理者新規資格取得講習会の案内

日 8月8日(木)・9日(金)  
場 愛媛県紙産業技術センター  
対 次の施設で防火管理を任せられた方  
○自力避難困難者が入所する老人ホームなどで収容人員が10人以上の施設

○飲食店・旅館・病院・社会福祉施設などで収容人員が30人以上の施設  
○共同住宅・学校・図書館など収容人員が50人以上の施設  
○工場など従業員が50人以上の施設  
期 7月1日(月)～8月7日(水)  
定 100名(先着順)

問 消防本部 予防課  
23・8092

平成24年度分の情報公開・個人情報保護制度の運用状況は、次のとおりです。  
問 総務課 情報公開係  
28・6002

### 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

### ■クリーンデーごみ集積場所

川之江地区	東部埋立緑地帯・二名保育園・余木崎神社・浜公園管理棟・川之江公民館・川之江市民プール入口・川之江コミュニティセンター・川之江西老人集いの家(元製紙試験場)
金生地区	生きがい研修センター(山田井)・かわのエテニスセンター・山田井橋東側・住吉公園・栄橋通公園・川之江庁舎
上分地区	向山グラウンド入口・上分公民館・川之江南中学校
妻鳥地区	妻鳥公民館・JAプリアール川之江(11号バイパス歩道)・東宮山入口・平木集会所・新浜会館
金田地区	金田保育園・東金川橋・熊野三所神社・熊野神社西50mステーション・森と湖畔の公園中央広場
川滝地区	不動橋・川滝公民館・葱尾保育園・下川集会所
下川地区	
柴生地区	新田神社入口・郷戸橋
松柏地区	戸川公園・松柏公民館・村松の老人憩の家(旧村松大師)・一貫田集会所
三島地区	三島中央公園・三島神社(国道11号線沿い北側)・上町公民館・東町自治会館・金子踏切・三島紙屋町オイル置き場東側・金子ブルータウン集会所
中曽根地区	三島公園入口・六塚集会所・中曽根公民館・中曽根八幡神社
中之庄地区	運動公園体育館(南側)・中之庄公民館・今宮神社(西側)・光明薬師堂・具定三島神社・荒神の森
具定地区	
寒川地区	東寒川集会所・寒川公民館・中部集会所・三島西部地区コミュニティセンター・西寒川集会所・ふれあいビーチ西交差点
豊岡地区	大町集会所・実相寺入口・豊岡公民館・山の神公園・豊岡ゲートボール場
長津地区	公民館が指定する場所(津根・野田)
小富士地区	公民館が指定する場所(中村・小林・藤原)
蕪崎地区	公民館が指定する場所(蕪崎)
土居地区	公民館が指定する場所(入野・土居・浦山・畑野)
天満地区	公民館が指定する場所(天満)
関川地区	公民館が指定する場所(上野・北野)



■個人情報保護の運用状況(件)		■情報公開の実施状況(件)			
区分	件数	請求件数	決定の状況	不服申し立て	
個人情報の目的外利用	48	23	公開	10	0
個人情報の外部提供	1,322		部分公開(うち文書不存在のため非公開1件)	13	

※部分公開理由：個人情報・法人等の印影・法令秘情報に該当

請求の件数		決定の状況			不服申し立て
個人情報の開示	15	開示	11	0	
		部分開示	3		
		不開示	0		
		存否応答拒否	0		
個人情報の訂正	0	不存在	1	0	
		取り下げ	0		
		訂正	0		
		不訂正	0		
個人情報の利用停止	0	取り下げ	0	0	
		利用停止	0		
		利用不停止	0		
		取り下げ	0		

※部分開示理由：開示請求者以外の個人情報

### 後期高齢者医療制度

#### ■保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証(薄桃色)の有効期限は、7月31日(水)です。8月1日(木)からは、新しい保険証(青色)に変わります。

#### 対 75歳以上の方

○65歳から74歳の一定の障がいがある方(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)

#### 一部負担割合

1割または3割  
※平成24年中の所得により決定

#### 交付の時期

新しい保険証は7月下旬に郵送します。8月直前になっても届かない場合や不明な点がある場合はお問い合わせください。なお、8月以降新たに75歳となる方の保険証は、誕生日の前月に郵送します。新しい保険証が届いたら、住所・氏名や一部負担割合などを必ず確認してください。

#### ■限度額適用・標準負担額減額認定証

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も7月31日(水)が有効期限です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒に送りしますので、申請の必要はありません。

対 0歳児～6歳児(就学前まで)

#### ■子ども医療費助成(事前申請不要)前申請必要

対 小学1年生から中学3年生  
※外来(通院)の診療は対象外

### 医療費助成制度

#### ■子ども医療費助成(事前申請不要)

小学生から中学生までの方が入院した場合、医療費(保険診療分)の自己負担額を申請により後日払い戻します。

問 国保医療課 後期高齢者医療係  
28・6017

りません。新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。  
要件

#### ○保険料の滞納がない

○平成25年度の住民税が非課税の世帯

#### ■保険料の通知書を送付します

平成25年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。  
均等割額 4万4194円  
所得割率 8・72%

詳しくは、保険証と同封する「制度のご案内」をご覧ください。

申請に必要な物  
健康保険証・認め印

#### ■母子家庭医療費助成(事前申請必要)

対 母子家庭の母及び児童、準母子家庭(祖母と孫、姉と弟妹)、父母のない児童。原則として児童は20歳未満。ただし、学校教育法第一条に定める学校に就学中の方または、一定以上の障がいがある方は、引き続き児童とみなします。  
※原則所得税課税世帯の方は対象外  
申請に必要な物  
健康保険証・認め印

#### ■心身障害者医療費助成(事前申請必要)

対 身体障害者手帳1級、2級または3級のいずれかの交付を受けている方  
○療育手帳AまたはBの交付を受けている方  
○身体障害者手帳3級～6級と療育手帳Bの両方の交付を受けている方

※身体障害者手帳3級または療育手帳Bのどちらかのみをお持ちの方で、原則所得税課税世帯の方は、対象外です  
申請に必要な物  
身体障害者手帳または療育手帳・健康保険証・認め印

制度を利用するには?  
県内の病院などに掛かるとき  
病院などの窓口にて、必ず健康保険証と受給者(資格)証を提示してください。保険診療分の医療費は無料になります。

#### ■県外の病院などに掛かるとき

病院などの窓口でいったん自己負担額を支払い、次のものを持って最寄りの市民窓口センターで払い戻しの請求手続きを行ってください。  
申請に必要な物  
○領収書(保険適用点数などが記載されているもの)  
○受給者(資格)証  
○認め印  
○口座番号の確認できるもの

○高額療養費支給決定通知書など健康保険から高額療養費の支給がある場合  
○補助成金請求書の用紙は、各庁舎市民窓口センターに備え付けています。

※いずれの医療費助成も、生活保護法による医療扶助を受けている方や健康保険に加入していない方は対象外です  
※小中学生医療費助成該当の方は、県内の病院などにおいても県外の病院などに掛かる時と同様になります

問 国保医療課 福祉医療係  
28・6017

### 各種手当制度のお知らせ

#### 児童手当制度

対 中学校修了前の児童を養育している方

- 支給額（月額）
- 3歳未満の児童 1万5千円
- 3歳以上小学校修了前の児童 1万円
- 第3子以降 1万5千円
- 中学生 1万円

備 出生・転入などにより新たに受給資格が生じた場合は、申請が必要で  
す。また手当の受給には、所得制限  
があります。所得制限基準額以上の  
方には特例給付として、児童1人当  
たり5千円が支給されます。

#### 児童扶養手当制度

対 父母の離婚や死亡などで、父また  
は母がいない児童を養育している父  
または母、または父母に代わってそ  
の児童を養育している方

#### ■支給期間

児童の18歳の誕生日以後、最初の  
3月31日まで（心身に中程度以上の  
障がいがある児童の場合は2歳未満  
まで）

#### ■対象となる児童

父母が離婚した児童、父または母  
が死亡した児童、父または母が重度  
の障害を持つ児童、父または母の生  
死が明らかでない児童、父または母  
に1年以上遺棄されている児童、父  
または母が1年以上拘禁されている  
児童、母が婚姻によらないで懐胎し

た児童、父母ともに不明である児童、  
父または母が裁判所からのDV保護  
命令を受けた児童

備 児童扶養手当を受けるには手続き  
が必要です（所得制限あり）

#### 特別児童扶養手当制度

対 精神や体に一定以上の障がいがあ  
る児童を家庭で養育している方

■支給期間 児童が20歳未満まで  
※児童が福祉施設などに入所してい  
る場合は手当を受けられません

備 特別児童扶養手当を受けるには手  
続きが必要です（所得制限あり）

#### 災害遺児福祉手当制度

対 災害による遺児の保護者に対して  
県及び市より支給（所得制限あり）

申 問 ごとも課 28・6027

#### 障害児福祉手当制度

対 一定以上の障がいがあり、日常生  
活で、いつも介護を必要としている  
20歳未満の児童

※福祉施設などに入所していないこと

#### 特別障害者手当制度

対 重度の障がい有二つ以上重複する  
など、日常生活で特別な介護を必要  
とする20歳以上の方

※福祉施設などに入所していないこ  
と、病院などに3か月以上入院して  
いないこと

備 いずれも所得制限あり

申 問 生活福祉課 28・6023

## 募集

### 財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業

対 自治会、町内会など

#### ■助成事業（助成額）

一般コミュニティ助成事業  
コミュニティ活動に直接必要な設  
備の整備に関する事業（100万円  
～250万円）

問 市民交流課 28・6014

#### コミュニティセンター助成事業

住民の需要に応じた機能を有する  
集会施設の建設整備に関する事業  
（対象となる総事業費の5分の3以内  
の額。ただし、1500万円が上限）

問 市民交流課 28・6014

#### 地域防災組織育成助成事業

自主防災組織が行う災害の被害防  
止活動及び軽減活動に直接資するも  
のの整備に関する事業（30万円～  
200万円）

※市が認める自主防災組織対象  
問 安全・危機管理課 23・8090

#### 青少年健全育成助成事業

青少年健全育成に資するため主  
として親子で参加するソフト事業  
（30万円～100万円）

### 違法な不用品回収業者を利用 していませんか

小型家電などの処分、違法な不  
用品回収業者を利用している方が多  
く見受けられます。そのような業者  
は利用せず、直接クリーンセンター  
に持ち込んでください。

クリーンセンターでは家庭から排  
出される使用済み小型家電（パソコ  
ン含む）は無料で回収し、適切に処  
理を行っています。

問 生活環境課 クリーンセンター  
28・6015

### 国民年金保険料の免除・納付 猶予制度

国民年金には経済的な理由で保険  
料を納めることが困難な場合の「免  
除制度」があります。

保険料を納めることが難しい方は  
「免除制度」の申請をしましょう。

問 新居浜年金事務所  
0897・35・1362

市民窓口センター  
28・6018



### まちづくり活動支援事業審査 結果

市内のみなさんが自主的・主体的  
に行う公益的なまちづくりを支援す  
る「まちづくり活動支援事業」に応  
募された事業の審査会を6月17日に  
行い、助成対象団体が決定しました。  
審査結果は次のとおりです。

団体名	事業名	要望額	助成 内定額
carry on sound	音楽療法セミナー I N四国中央市	21.4万円	21.4万円
伊予からの風「純信連」	伊予からの風「純信連」復活祭	30万円	30万円
Beach & Floor	Beach Sports Festival	30万円	30万円
うぐいす	「うぐいす」20周年記念コンサート	30万円	30万円
芝居処 媛茶屋	芝居処 媛茶屋企画 感じる『表現』 演劇体験教室	7万円	7万円
Youth Energies 若者による街づくり団体	四国ミュージックフェスタ 2013	30万円	30万円

問 市民交流課 市民活動推進係  
28・6014

問 生涯学習課 28・6071

#### ■注意事項

例年、秋頃に財団法人自治総合セ  
ンターから次年度（平成26年度）の  
実施要綱が市に届きます。要綱が市  
に届き次第、要望団体に連絡します  
ので、①事前調査表②要望団体の規  
約③要望団体の平成25年度事業計画  
及び予算書④整備予定備品が太鼓台  
の場合、太鼓台の所有者を証明する  
書類の4つの書類を市民交流課へ提  
出してください（①と④は市民交流  
課に備え付けています）。

また、各事業についての詳細は、  
財団法人自治総合センターのホーム  
ページに掲載されていますので参照  
してください。

第 8月16日（金）

備 財団法人自治総合センター  
http://www.jichi-sogo.jp/

### 人権施策推進協議会委員募集

人権意識の高揚、並びに人権擁護  
に関する重要な施策などについて協  
議するため設置された人権施策推進  
協議会の委員改選に伴い、委員の一  
部を公募します。

定 2名以内（公募委員枠）  
任期

### 7月は社会を明るくする運動 強調月間です

7月1日の「更生保護の日」から  
1か月間は「社会を明るくする運動」  
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを  
支える地域の手カラ～強調月間～で  
す。犯罪や非行を生むのも地域社会、  
過ちを犯した人たちを立ち直らせる  
のも地域社会という認識のもと、青  
少年の健全育成・更生などの援助を  
図り、地域ぐるみで犯罪のない明る  
い社会の実現を目指すものです。

期間中、市内各所で街頭啓発を行  
いますので、ご理解とご協力をお願  
いします。

問 「社会を明るくする運動」四国中央  
市推進委員会事務局 28・6023

### 節電のご協力をお願い

昨年に引き続き、今夏も電力不足  
が懸念されています。7月1日～9  
月30日（8月13日～15日は除く）9  
時～20時の間、無理のない範囲で  
ご協力をお願いします。

特に昼間（13時～16時）の節電が  
重要になりますので、より一層のご  
協力をお願いします。

問 生活環境課 28・6145

### 自衛隊地域説明会

日 8月9日（金）  
15時～16時・18時～19時

場 福祉会館3階会議室1

内 自衛隊への入隊や進学の方法、職  
務と福利厚生についてなど

対 自衛官になりたい方、保護者の方  
など

問 自衛隊新居浜出張所  
新居浜市一宮町1丁目5番50号

0897・32・5396



### 川之江地区まちづくり基本計画

■「川之江地区まちづくり基本計画」  
川之江地区の総合的なまちづくりの指針である「川之江地区まちづくり基本計画」を次のとおり公表します。

○都市計画課・各庁舎市民窓口センター・各図書館に備え付け

○川之江地区まちづくり基本計画策定事業ホームページ  
http://sc.shikokuchuo.jp/~mac/

### 「まちづくり推進会議」委員募集

「川之江地区まちづくり基本計画」に掲げるまちの将来像の実現に向け、具体的な方策などを定める「実施計画」の策定について意見交換を行う川之江地区まちづくり推進会議委員の一部を募集します。

定2名（報酬はありません）  
任期 平成26年3月まで（予定）  
応募要件  
○本市に居住し、川之江地区のまちづくりに関心がある方  
○本市職員、本市議会議員でない方  
○平日夜間の会議出席が可能な方  
募集 平成25年7月24日（水）必着

■住所・氏名・年齢・性別・電話番号・応募の動機（川之江地区のまちづくりに関して400字以内）を明記し、郵便・ファクス・Eメールでご応募ください。（様式は任意）  
（備書類選考（結果は全員に通知））

申請 都市計画課 28・62331  
〒799-0192 金生町下分865  
☎ 28・6242  
✉ toshikeikaku@city.shikokuchuo.chime.jp

### 市営住宅空き家待ち募集

日 7月1日（月）～16日（火）  
8時30分～17時  
土曜・日曜日・祝日を除く  
受付窓口  
建築住宅課 住宅管理係  
臨時受付窓口  
○本庁舎2階住宅窓口  
日 7月3日（水）・10日（水）  
13時30分～17時  
○土居庁舎1階住宅窓口  
日 7月5日（金）・12日（金）  
14時～17時

○新宮庁舎市民窓口センター  
日 申込期間中に随時  
※新宮地域の住宅のみ

問 建築住宅課 住宅管理係  
28・6184

### 金婚・ダイヤモンド婚のご案内

9月の敬老会で「金婚夫婦のお祝い」と「ダイヤモンド婚夫婦のお祝い」を行います。該当の方は、各庁舎福祉窓口・各公民館の備え付けの

## 障がいのある方へ

### 障がい者就労支援

【障がい者の就労相談・支援】  
就業に向けてのお手伝い、職場での支援、休日の過ごし方などの相談を受け付けています。また、事業所の方からの障がい者雇用に関する相談なども受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

日 月曜日～金曜日 9時～18時  
場 伊予三島商工会館1階  
問 障害者就業・生活支援センター  
ジヨブあしすとUMA  
23・6558（ファクス兼）  
✉ jobassist@agoon.ocn.ne.jp

### DVD無料上映会 「逃げ遅れる人々 東日本大震災と障害者」

被災者の実体験を聞きながら、災害への備えについてみんなで考えませんか？  
日 7月7日（日） 13時30分～  
（上映時間74分）  
場 福祉会館4階 多目的ホール

問 障がいピアサポートセンター  
24・0439

申請用紙でお申し込みください。

### 金婚夫婦

市内在住で昭和38年1月1日から12月31日までに結婚された方  
ダイヤモンド婚夫婦  
市内在住で昭和28年1月1日から12月31日までに結婚された方  
日 8月9日（金）

問 高齢介護課 28・6024  
川之江庁舎 28・6182  
土居庁舎 28・6321  
新宮庁舎 28・6403

## 相談

### 次々と手口が変わります！

■利殖商法の新たな手口  
未公開株・怪しい社債・ファンド型投資商品など金融商品に関する相談が、高齢者を中心に多く寄せられています。これまでは「劇場型勧誘」と呼ばれる、複数の業者が登場して社債などの購入を促す手口がほとんどでしたが、「お金を振り込むので代わりに購入してほしい」と立て替え購入を要求する手口も登場しています。さらに、最近では、「あなたの名前で購入した。迷惑は掛けない」など、名義を勝手に使用したとする新たな手口の相談も寄せられています。

このような金融商品に関するトラブルでは、高齢者がターゲットになりやすく、手口も悪質化しています。

### 相談事例

見知らぬ業者A社から突然電話があり「有望なB社の株を買わないか。本日中午に申し込みだけしてほしい」と言われたが、必要ないと断った。翌日、「時間が無かったたので、あなたの名前で申し込んだ」と再度電話があり、迷惑だと伝えても、「既に申し込んだ」と電話を切られた。

### 被害に遭わないために

○金融商品に関するトラブルでは、実態のないことが多く、実際に買い取りが実行され利益を得られたという事例は確認されていません  
○いったんお金を支払ってしまったと、業者と連絡が取れなくなるなど、取り戻すことは極めて困難です  
○高齢者が狙われやすいため、不審な郵便物が届いていないか、不審な人が訪ねてきていないかなど、ご家族や近所の方でチェックし、見守り、声を掛けましょう  
○少しでも「おかしいな」と思ったら、すぐに最寄りの消費生活相談窓口に相談しましょう

問 市民くらしの相談課  
28・6143  
愛媛県消費生活センター  
089-925-3700

## 指定相談支援事業所

基幹相談支援センター	TEL 23・7044 受 9時～17時15分 休 土曜・日曜日、祝日
そつだんさぽーと	TEL 22・3346 受 9時～17時 休 日曜・月曜日
障がい者相談支援センター	TEL 28・6135 受 8時30分～17時15分 休 土曜・日曜日、祝日
光と風	TEL 58・7033 受 9時～17時 休 日曜日・祝日
安心コールセンター	TEL 29・5677 受 24時間 休なし
シンシア	TEL 58・4580 受 8時30分～17時30分 休 土曜・日曜日、祝日
ひまわり	TEL 22・3802 受 8時～17時 休 土曜・日曜日、祝日



## 7月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話で問い合わせてください。

法律相談		問い合わせ先
7/ 3 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター 1階	社会福祉協議会 28-6127
7/10 (水) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館	
7/17 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター 1階	
7/19 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館	
7/24 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要事前予約	
7/25 (木) 10:00 ~ 12:00	高齢者生活福祉センター	
8/ 7 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター 1階	

司法書士相談 ※要予約		
7/ 5 (金) 9:00 ~ 12:00	福祉会館	社会福祉協議会 28-6127
7/10 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター 1階	
7/16 (火) 13:00 ~ 16:00	土居福祉センター	
8/ 5 (月) 9:00 ~ 12:00	福祉会館	

人権相談		
7/ 1 (月) 13:00 ~ 15:00	福祉会館	人権啓発課 28-6028
7/22 (月) 10:00 ~ 12:00	土居福祉センター	
8/ 5 (月) 13:00 ~ 15:00	福祉会館	

年金出張相談 ※要予約		
7/ 4 (木) 10:00 ~ 15:30	川之江文化センター	新居浜年金事務所 (0897) 35-1445
7/16 (火) 10:00 ~ 15:30	福祉会館	
7/18 (木) 10:00 ~ 15:30	川之江文化センター	
7/30 (火) 10:00 ~ 15:30	福祉会館	
8/ 8 (木) 10:00 ~ 15:30	川之江文化センター	

行政相談		
7/ 1 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館	総務課 28-6002
7/10 (水) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館	
7/16 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江文化センター 2階	
7/22 (月) 9:00 ~ 10:00	土居庁舎 1階会議室	
7/22 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館	
8/ 5 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館	

一般・消費・DV相談 (相談窓口)		
7/ 2 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館	市民くらしの相談課 28-6143
7/ 4 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階相談室	
7/ 9 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎 1階会議室	
7/11 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階相談室	
7/18 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階相談室	
7/25 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階相談室	
8/ 1 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎 1階相談室	
年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15	市民くらしの相談課 (本庁2階)	

## 市民サロン

## 7月の移動市長室

市民のみなさんの声を、市長が直接お聞きします。

【本庁舎2階ロビー】

7月11日(木)

13時30分～15時

【川之江庁舎1階ロビー】

7月12日(金)

13時30分～15時

【土居庁舎1階ロビー】

7月17日(水)

13時30分～15時



都合により時間変更や市長が席を空ける場合がありますので、その場合は、係員まで声をお掛けください。

また、混んでいる場合、十分時間がとれない場合もございますが、必ずお話を聞き、後日、返答するよう対応させていただきます。

☎ 秘書広報課 28-6003

## 今月の納期

固定資産税 2期分

国民健康保険料 1期分

後期高齢者医療保険料 1期分

介護保険料 1期分

市営住宅使用料 7月分

市営住宅駐車場使用料 7月分

※納期限 7月31日(水)

水道料金 6月分

下水道使用料 6月分

※納期限 7月10日(水)